

- 2 委員長は、学長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員会は、委員の過半数をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要と認めるときは、委員会の承諾を得て委員以外の者の出席を求めることができる。
- 6 委員会は非公開とし、委員は、その任期中および退任後、本規程第3条第1号の任務により知り得たいかなる情報も他に漏らしてはならない。

(事務)

第6条 委員会に関する事務は総務部が担当する。

(改正)

第7条 この規程の改正は、委員会の議を経て、教授会の議により、学長が行う。

附 則

この規程は、平成15年11月27日から施行する。

学習院女子大学学生表彰内規

(趣旨)

第1条 この内規は、学習院女子大学（以下「本学」という。）に在学する学生のうち、学内活動、課外活動、社会活動等に功績のあった者の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の対象者)

第2条 本学は、次の各号に該当する学生を表彰する。

- 一 学内外の課外活動に功績を残し、本学の名声を高めた者
- 二 地域社会に貢献し、本学の名誉となった者
- 三 本学の発展及び課外活動の活性化に貢献した者
- 四 その他、表彰に値すると認められた者

(対象期間)

第3条 表彰の対象となる期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(選考)

第4条 学生委員会は、必要に応じて学生表彰選考委員会（以下「委員会」という。）を組織し、学内外からの推薦又は学生からの自己申告に基づき、第2条各号のいずれかに該当する学生を表彰候補者として選考する。

2 委員会は、選考結果を学生部長に報告する。

(推薦)

第5条 学生部長は、委員会が選考した表彰候補者のリストを作成し、学長に推薦する。

(決定)

第6条 学長は、学生部長の推薦に基づいて該当者を決定する。

(表彰)

第7条 表彰は、表彰状の授与をもって行う。

2 表彰の時期は、別に定める。

(改正)

第8条 この内規の改正は、学生委員会の発議に基づき教授会の議を経て学長が行う。

附 則

この内規は、平成14年1月24日から施行する。